

DVのない社会に向けた施策の更なる推進について

近年、全国的に増加傾向にあったDV相談の件数は、令和2年度には新型コロナウイルスによる緊急事態宣言等の影響もあって、前年度の約1.6倍(19万件)になり、令和3年度も同様の水準で推移しています。(図1)

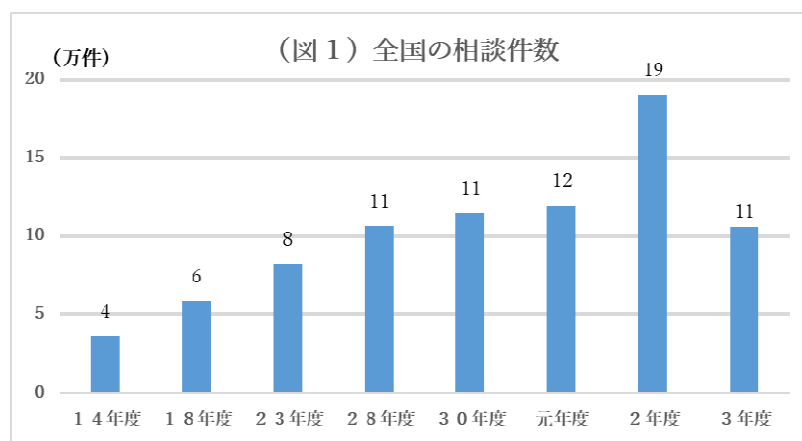
本市におきましても、配偶者暴力相談支援センターに寄せられる相談件数は増加しており(図2)、令和2年度には専任のDV防止施策担当職員を配置して体制強化を図り、安全確保のための一時保護業務や、避難後の自立生活再建に向けた支援などに取り組んできました。

また、今年度から、民間支援団体との連携事業や関係機関とのネットワーク構築に取り組むなど、複雑化・深刻化する相談内容に対して、適切に寄り添った支援が行えるよう、支援内容の充実を図っています。

引き続き、これらの事業を継続拡大するとともに、DVにかかる諸課題を解決するために、更なる取り組みを実施してまいります。

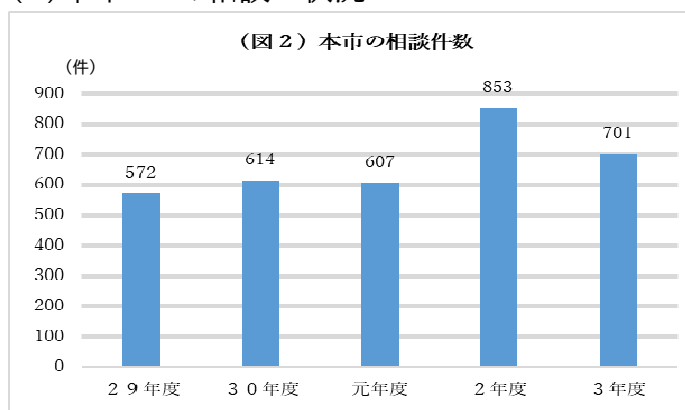
1 現状

(1) 全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移(内閣府)



※(図1)内の令和3年度の数值は10月末までの集計

(2) 本市のDV相談の状況



※(図2)内の令和3年度の数值は12月末までの集計

【令和2年度の相談内容の分析】

- ① コロナ禍関連の相談件数は62件
- ② 一時保護件数は12件
- ③ 同居している18歳未満の子どもがいるのは43%。うち虐待があるのは69%
- ④ 障がい者からの相談件数は155件(18%)。精神障がいが一番多い。
- ⑤ 男性からの相談は10件。内容は被害、加害、親族女性の被害に関するもの
- ⑥ 相談で「DVであるが地域を離れず解決したいという相談者」は約1割。

2 課題

相談者のニーズやDV被害者支援の現場から見えてきた課題は以下の通りです。

- (1) 緊急一時保護の後、市内で自立に向けた住まいの確保が難しいケースの住宅支援メニューがない。
- (2) 民間シェルター等のDV被害者支援を行う団体が県内に少なく、市と協働して事業を行う際の基盤(受け皿)が脆弱である。
- (3) 市内で生活したいと望むDV被害者や同伴家族への支援が必要だが、警察や現行法による加害者対策だけでは被害者のニーズに応えることができない。
- (4) DVは「男らしく、女らしく」といったジェンダー規範が影響している認識が不十分なため、若い世代から対等な人間関係の大切さについて学ぶ必要がある。

3 令和4年度の主な取り組み

(1) DV被害者の自立生活に向けた支援充実（新規・継続）

- ・市内で生活再建を始める際の一時的住居として、市営住宅の空き住戸などを利用したステップハウス事業を試行的に実施します。(新規)
- ・緊急一時保護の宿泊支援と、再出発の地域生活がスムーズに開始できるよう、住居探しや公的手続きの同行支援などを民間支援団体に委託します。(継続)

(2) 支援者の育成(新規)

DV被害者支援に関わる支援者養成講座を開催し、市内で活動する支援者を育成します。

(3) 多様な機関と連携したDV対策の仕組みづくり(新規)

DV加害者対応を含めた被害者支援のあり方について、民間支援団体等へのヒアリング調査を実施するとともに、有識者を交えたワーキングチームで検討を行います。

(4) ジェンダー平等講座の実施（拡充）

出前講座(小学4年生対象)の実施校拡大と、講座スタッフとして活動する市民を育成するため、養成講座を実施します。

(出前講座実施校 5校→10校程度)

4 予算額

事務事業名	上記3の該当する 取り組み	予算額 (千円)	前年度予算からの 増額 (千円)
女性のための相談事業	(1)、(2)、(3)	6,867	2,438
男女共同参画推進事業	(4)	4,735	